

○福島県宅地造成及び特定盛土等規制法施行条例

平成十二年三月二十四日

福島県条例第四百四十八号

〔福島県宅地造成等規制法施行条例〕をここに公布する。

福島県宅地造成及び特定盛土等規制法施行条例

(令六条例二・改称)

(手数料)

第一条 宅地造成及び特定盛土等規制法（昭和三十六年法律第百九十一号。以下「法」という。）第十二条第一項及び第三十条第一項に規定する工事の許可並びに法第十六条第一項及び第三十五条第一項に規定する工事の計画の変更の許可（以下「工事許可等」という。）の申請者並びに宅地造成及び特定盛土等規制法施行規則（昭和三十七年建設省令第三号。以下「省令」という。）第八十八条に規定する証明書の交付の申請者から、宅地造成等許可申請手数料又は証明書交付申請手数料（以下これらを「手数料」という。）を徴収する。

2 法第十二条第一項及び第三十条第一項に規定する工事の許可に係る申請の手数料の額は、一件につき、別表の上欄に掲げる申請の区分中同表中欄に掲げる面積に応じて同表下欄に掲げる額とする。

3 法第十六条第一項及び第三十五条第一項に規定する工事の計画の変更の許可に係る申請の手数料の額は、別表の上欄に掲げる申請の区分中同表中欄に掲げる面積（変更に係る部分に限る。）に応じて同表下欄に掲げる額とする。

4 省令第八十八条に規定する法第十二条第一項、第十六条第一項、第三十条第一項又は第三十五条第一項の規定に適合していることを証する書面の交付の申請に係る手数料の額は、一件につき四百七十円とする。

5 手数料は、福島県収入証紙で納付しなければならない。

6 知事は、第二項又は第三項に関する工事が、災害を受けた者が自ら居住するために行う工事であって当該災害が発生した日から六月以内に工事許可等を受けたものであるときは、手数料の全部を免除することができる。

7 既に納付された手数料は、返還しない。

(令六条例二・令六条例七九・一部改正)

(過料)

第二条 詐欺その他不正の行為により手数料の徴収を免れた者に対しては、その徴収を免れた金額の五倍に相当する金額（当該五倍に相当する金額が五万円を超えないときは、五万

円とする。)以下の過料を科する。

(平一四条例一一四・旧第三条繰下、平二五条例六八・旧第四条繰上、平二九条例一二八・旧第三条繰上)

附 則

この条例は、平成十二年四月一日から施行する。

別表(第一条関係)

(令六条例二・追加)

申請の区分	盛土又は切土をする土地の面積	手数料の額
法第十二条	五百平方メートル以内のもの	一万六千円
第一項又は 第十六条第 一項の規定 による宅地	五百平方メートルを超え、千平方メートル以内のもの	二万七千円
造成等(土石 の堆積を除 く。)及び法 第三十条第 一項又は第 三十五条第 一項の規定 による特定 盛土等に関 する工事許 可等の申請	千平方メートルを超え、二千平方メートル以内のもの	三万九千円
	二千平方メートルを超え、三千平方メートル以内のもの	五万七千円
	三千平方メートルを超え、五千平方メートル以内のもの	七万二千円
	五千平方メートルを超え、一万平方メートル以内のもの	九万六千円
	一万平方メートルを超え、二万平方メートル以内のもの	十五万円
	二万平方メートルを超え、四万平方メートル以内のもの	二十三万円
	四万平方メートルを超え、七万平方メートル以内のもの	三十七万円
	七万平方メートルを超え、十万平方メートル以内のもの	五十三万円
	十万平方メートルを超えるもの	六十九万円
法第十二条	五百平方メートル以内のもの	一万千円
第一項又は	五百平方メートルを超え、千平方メートル以内	一万三千円

第十六条第	のもの	
一項の規定	千平方メートルを超え、二千平方メートル以内	一万六千円
による宅地	のもの	
造成等(土石	二千平方メートルを超え、三千平方メートル以	一万九千円
の堆積に限	内のもの	
る。)及び法	三千平方メートルを超え、五千平方メートル以	二万八千円
第三十条第	内のもの	
一項又は第	五千平方メートルを超え、一万平方メートル以	三万千円
三十五条第	内のもの	
一項の規定	一万平方メートルを超え、二万平方メートル以	三万八千円
による土石	内のもの	
の堆積に関	二万平方メートルを超え、四万平方メートル以	五万二千円
する工事許	内のもの	
可等の申請	四万平方メートルを超え、七万平方メートル以	七万二千円
	内のもの	
	七万平方メートルを超え、十万平方メートル以	十万円
	内のもの	
	十万平方メートルを超えるもの	十三万円

附 則（平成一四年条例第一一四号）

この条例は、平成十五年四月一日から施行する。

附 則（平成一七年条例第七七号）抄

この条例は、次の各号に掲げる区分に応じ、それぞれ当該各号に定める日から施行する。
一から三まで 略

四 第一条の規定、第二条中福島県立高等学校条例別表の改正規定（「伊達郡梁川町」を「伊達市」に、「伊達郡保原町」を「伊達市」に、「原町市」を「南相馬市」に、「相馬郡小高町」を「南相馬市」に改める部分に限る。）、第三条中大気汚染防止法に基づく排出基準及び水質汚濁防止法に基づく排水基準を定める条例別表第二の改正規定、第四条の規定、第六条中福島県流域下水道設置条例第二条の表の改正規定（同表阿武隈川上流流域下水道の部県北処理区の項中「桑折町 伊達町 国見町 梁川町 保原町」を「伊達市 桑折町 国見町」に改める部分に限る。）、第七条中福島県生活環境の保全等に関する条例別表第一の改正規定（「白河市 原町市」を「白河市」に、「伊達町」

を「南相馬市 伊達市」に改める部分に限る。)及び別表第二の改正規定、第八条中福島県駐車場法に係る事務処理の特例に関する条例別表の改正規定(「白河市 原町市」を「白河市」に、「桑折町 伊達町 国見町 梁川町 保原町 霊山町」を「南相馬市 伊達市 桑折町 国見町」に、「新地町 鹿島町 小高町」を「新地町」に改める部分に限る。)、第九条中福島県都市計画法施行条例第三条の改正規定及び別表第二の改正規定(「白河市 原町市」を「白河市」に、「桑折町 伊達町 国見町 梁川町 保原町 霊山町」を「南相馬市 伊達市 桑折町 国見町」に、「新地町 鹿島町 小高町」を「新地町」に改める部分に限る。)、第十条中福島県国土交通省所管公共用財産使用等条例別表第二の改正規定(「白河市 原町市」を「白河市」に、「梁川町 霊山町」を「南相馬市 伊達市」に、「広野町 小高町」を「広野町」に改める部分に限る。)、第十一条中福島県都市緑地保全法に係る事務処理の特例に関する条例別表の改正規定(「白河市 原町市」を「白河市」に、「桑折町 伊達町 国見町 梁川町 保原町 霊山町」を「南相馬市 伊達市 桑折町 国見町」に、「新地町 鹿島町 小高町」を「新地町」に改める部分に限る。)、第十二条の規定並びに第十三条の規定 平成十八年一月一日

附 則 (平成一八年条例第九六号)

この条例は、公布の日から施行する。

附 則 (平成二五年条例第六八号)

この条例は、公布の日から施行する。

附 則 (平成二九年条例第一二八号)

この条例は、平成三十年四月一日から施行する。

附 則 (令和六年条例第二号)

1 この条例は、公布の日から施行する。

2 宅地造成等規制法の一部を改正する法律(令和四年法律第五十五号)附則第二条第二項の規定によりなお従前の例によることとされる同法による改正前の宅地造成等規制法(昭和三十六年法律第百九十一号)第八条第一項本文の許可を受けた宅地造成工事に係る同法第十二条第一項の規定による宅地造成に関する工事の計画の変更の許可に係る申請に対する審査(変更に係る部分に盛土又は切土の土地があるものに限る。)に関する手数料については、なお従前の例による。

附 則 (令和六年条例第七九号)

この条例は、公布の日から施行する。